

# 非正規労働者対策事業

## 《論点等説明資料》

## 主要な論点

- 1 就業形態に着目して、中小企業雇用安定化奨励金と短時間労働者均衡待遇推進等助成金は別々になっているが、同じ企業に様々な就業形態の労働者がいる中で、企業における非正規労働者対策として一体的に取り組めるよう、統一すべきではないか。
- 2 本助成金のメニューの中には、あまり活用されていないものもある。必要性は高いが活用されていないものについては、要因分析等を行った上で見直しを行うとともに、政策効果が期待できないものは、廃止等を行うべきではないか。

(参考)

### ① 中小企業雇用安定化奨励金

・正社員転換制度奨励金のうち制度導入分については、多くの企業が利用しているが、転換促進分は低調。

	制度導入分	転換促進分
平成20年度実績	531事業主	51事業主
平成21年度実績	1,396事業主	190事業主

・共通処遇制度奨励金については、極めて低調。

平成20年度実績	0事業主
平成21年度実績	2事業主

・共通教育訓練制度奨励金については、極めて低調。

平成20年度実績	0事業主
平成21年度実績	1事業主

### ② 短時間労働者均衡待遇推進等助成金

・事業主向け助成金には多くのメニューがあるが、教育訓練制度に関する助成金は低調。

平成20年度実績	24事業主
平成21年度実績	16事業主

・事業主団体向け助成金は低調。構成事業主は、100社以上の大規模な団体が多いが、2年計画の事業であるにもかかわらず最後まで事業を継続する団体の割合は5割以下。

〈平成19年度〉 事業開始団体	8団体	うち2年間事業継続団体	4団体
〈平成20年度〉 事業開始団体	13団体	うち2年間事業継続団体	6団体

(次ページへ続く)

## 《非正規労働者対策》

○ 非正規労働者は増加傾向にあり現在約1,700万人いるが、その様々な就労の実態や課題を的確に把握しているか。

- ① 有期契約労働者、短時間労働者及び派遣労働者の実態や課題が適切に把握されているか
- ② ①を踏まえて講じられている対策は適切か
- ③ 企業に対する法令やガイドラインの周知は適切になされているか

(参考)

全雇用者数 約5,100万人

うち非正規労働者数 約1,700万人(約33%)

## 《労働者派遣法改正への対応》

○ 派遣労働者雇用安定化特別奨励金に関し、現在国会で審議されている労働者派遣法改正法案では、登録型派遣又は製造業務派遣の原則禁止が盛り込まれており、その場合の対象者は約18万人となる。それへの対応ができるものとなっているか。

(参考)

・平成21年度において派遣先事業主が派遣労働者雇用安定化特別奨励金を活用し、直接雇用した労働者数は約8,400人

## 《窓口の一本化》

○ 各種助成金については、支払機関が異なっている。多くの企業に様々な就業形態の労働者がいることを考えると、統一を検討すべきではないか。

(参考)

中小企業雇用安定化奨励金	労働局
短時間労働者均衡待遇推進等助成金	(財)21世紀職業財団
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	労働局

## 《申請書類の簡素化》

○ 各種助成金については、助成金ごとに申請書類等が異なっている。多くの企業に様々な就業形態の労働者がいることを考えると、事業主の負担になっているのではないか。  
書類の共通化等について検討すべきではないか。